

回覧

# 新型コロナウイルス感染症 令和6年4月からの 治療薬の費用について



治療薬：経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

## 【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
9,000円	6,000円	3,000円

※各治療薬共通

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

医療保険において、毎月の窓口負担（治療薬の費用を含む）について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません

※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。

※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（歴月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【高額療養費制度について】





# 新型コロナウイルス感染症に関する 県民の皆様へのお知らせ

R6.4.1更新



新型コロナ治療薬や入院医療費の特例措置は終了しました。

令和6年4月以降、医療費の自己負担割合に応じた通常の窓口負担になります。

## 日常における感染対策について

### (1) これまでの取り組みを生かした自主的な感染対策を

基本的な感染対策は変わりません。3密（密接、密集、密閉）の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着用などは有効です。



### (2) 医療機関、薬局、高齢者施設等に行くときは感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強いため、通院や高齢者施設を訪問する時には感染予防としてマスクを着用しましょう。



## 受診の方法と療養期間について

発熱等の症状がある方は、受診する前に医療機関に連絡しましょう。

感染した方は、発症後5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨します。



## 新型コロナウイルス感染症について

感染経路は、主に3つあり、空気中に浮遊するウイルスを含む粒子を吸い込むエアロゾル感染、飛沫感染、接触感染があります。

潜伏期間は約2～7日間とされています。発熱、呼吸器症状、倦怠感、消化器症状、味覚異常等様々な症状が見られます。基礎疾患のある人や高齢者で重症化リスクも高まります。

令和6年4月5日

辻川ボランティア

## 4月『ふれあい喫茶』開催のご案内

春和の候、皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。今月も下記のとおり、『ふれあい喫茶』を開催いたします。先月は休日開催で初めて参加してくださった方もあり、客席にはたくさんの笑顔が溢れていました。

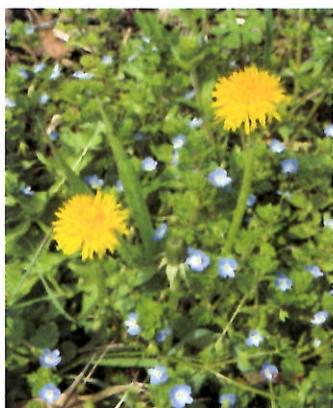
今月は久しぶりに「歌声とギターの生演奏♪」をお楽しみください。お出かけの多い季節とは存じますが、皆様お誘いあわせの上、お越しくださいますようご案内いたします。

### 記

※ 日 時 ; 4月17日(水)  
午前10時より  
(11時20分頃まで)

※ 場 所 ; 辻川公民館 1階和室

※ メニュー ; コーヒー or 紅茶、トースト、  
サラダ、果物、ゆで卵  
1食 200円



タンポポとオオイヌノフグリ  
3月31日 “春爛漫”



菜の花(アブラナ) 3月31日  
[辻川山公園馬車道記念碑前]

◆ 次回は5月15日(水)の開催予定です。  
お家におられる若い方もどうぞお越し  
ください。

# 隣保回覧

令和 6 年 4 月 5 日

辻川区の皆様

辻川区長 田崎 正和

## 令和 6 年度 辻川区自治会定期総会について（ご案内）

平素は辻川区の自治会活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、みだしの件につきまして下記の要領で開催いたしますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、当日やむを得ず欠席される方は、4月13日付けで全戸配布します議案書・規約集に添えた「委任状・議決権行使書」で意思表示をしていただきますようお願い申し上げます。

### 記

日 時： 令和 6 年 4 月 28 日（日） 午後 1 時 30 分 開会

場 所： 辻川公民館 2 階 大広間

主な内容： <議事>

- (1) 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告
- (2) 第 2 号議案 令和 5 年度会計報告・保有財産報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 第 3 号議案 令和 6 年度事業計画提案
- (5) 第 4 号議案 令和 6 年度予算提案
- (6) 第 5 号議案 辻川区自治会「細則」一部改正・追加提案

<報告事項>

- (1) 寄付
- (2) 特別委員依嘱について
- (3) 公民館敷地の所有権移転登記について
- (4) 公民館備品（葬具・オーディオ機器・伊達綱）の処理について
- (5) 令和 6 年度事業として町に要望し採択された内容について

※ 冒頭の「委任状・議決権行使書」は 4 月 24 日（水）までに新隣保長または区長まで提出することになっています。詳しくは 13 日以降に全戸配布される総会資料をご覧ください。

## 回覧

辻川子ども会の皆様へ

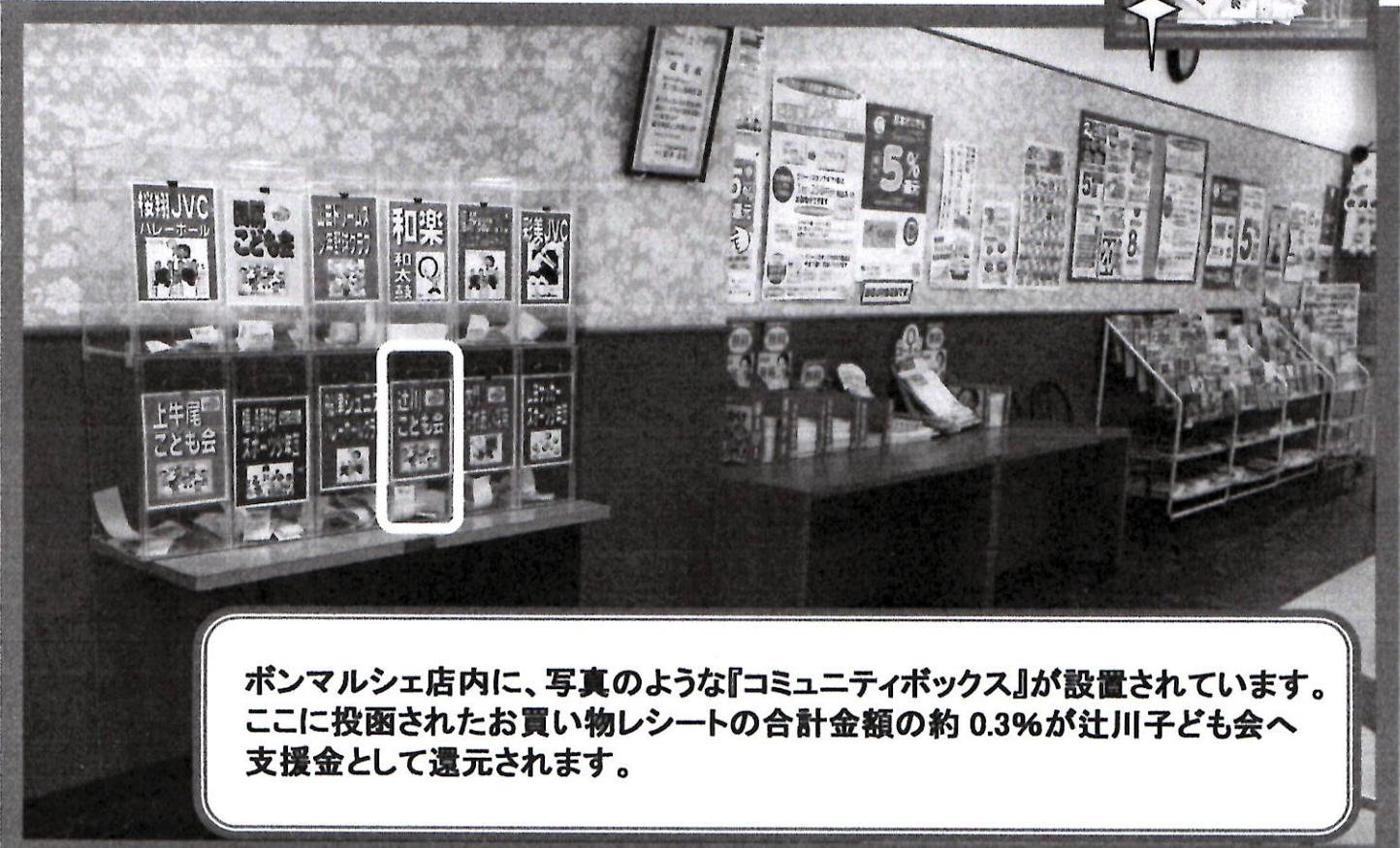
令和6年 4月吉日  
辻川子ども会

# ご協力お願い致します!!

ボンマルシェで お買い物の際には..

「辻川子ども会」のボックスに  
ボンマルシェのお買い物“レシート”を  
投函してください!!

☆家計簿ご記入後、  
次回来店時の投函でもOK!



ボンマルシェ店内に、写真のような『コミュニティボックス』が設置されています。  
ここに投函されたお買い物レシートの合計金額の約 0.3% が辻川子ども会へ  
支援金として還元されます。